

第15号議案

中間市障害者基本計画策定委員会条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成28年3月1日提出

中間市長 松下俊男

中間市障害者基本計画策定委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号。次条において「法」という。）第36条の規定に基づき、中間市障害者基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）の設置並びに組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会の任務は、法第11条第3項の規定に基づく中間市障害者基本計画の策定その他法第36条第4項各号に掲げる事務とする。

(組織)

第3条 委員会は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 福祉団体等の代表者
- (2) 保健医療関係の代表者
- (3) 公共的団体等の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) 公募により選出された市民
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の3月31日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は、委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の関係者の説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、保健福祉部福祉支援課に置く。

(報酬)

第8条 委員の報酬の支給については、中間市特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年中間市条例第23号）の規定によるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部改正)
- 2 中間市特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年中間市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(56) 中間市障害者基本計画策定委員会の委員

別表第2に次のように加える。

中間市障害者基本計画策定委員会の委員		4,200円
--------------------	--	--------